

# 高齢者取引口座への勧誘取引に係る クイックガイド

2024年7月改訂版

日産証券株式会社  
PB部（IFA）

# 高齢顧客の定義

75歳以上の顧客を「高齢顧客」と定義し、更に以下のとおり区分する  
※法人顧客の発注者が75歳以上の場合も含まれる

A.75歳以上、80歳未満の高齢者取引口座  
高齢者

B.80歳以上、90歳未満の高齢者取引口座  
より慎重な対応を要する高齢者

C.90歳以上の高齢者取引口座  
超高齢者

# 高齡顧客への勧誘による販売商品

- ▶ 価格変動が大きい商品や、複雑な仕組みの商品又は換金性が乏しい商品を高齡顧客に勧誘により販売する際には、その適合性について十二分に留意する必要があります。
- ▶ 「合理的根拠適合性に基づく商品ランクおよびリスク許容度」に基づいて、高齡顧客に勧誘しても問題がないと考えられる商品の範囲を「勧誘可能商品」「勧誘留意商品」「要審査商品」「取引禁止」に分類する。
- ▶ 「勧誘留意商品」「要審査商品」について勧誘を行う場合には、日産証券の事前承認を得るなど、当社「高齡者取引ルール」に基づいてより一層慎重に対応する必要があります。

# 75歳以上の新規口座開設について

- ▶ 事前に弊社IFA担当の営業責任者及び内部管理責任者ならびに審査部長が承認した場合のみ認める

## <申請手順>

- ① 担当者は、「75歳以上新規口座開設申請書」を作成し、弊社、営業責任者に申請する
- ② 弊社の営業責任者は、弊社の内部管理責任者に申請し承認を得る
- ③ 弊社の内部管理責任者は、電子メールにより審査部長に申請を行う
- ④ 申請が認められた場合、新規口座開設の勧誘を行うことができる

# 「勧誘」とは

**「勧誘」とは、個別商品の「買付け」又は「売付け」を目的として当該商品の説明を行うことを言います。**

【例えば・・・】

高齢顧客から「投資信託を買いたいのだが、何かお勧めの商品はないか」との質問に対して、「**〇 〇 〇**」は、**こういう運用をする投資信託です**。のように具体的な商品を示して説明することは「勧誘」に該当します。

# 高齢者取引の勧誘範囲区分表

	勧誘可能商品	勧誘留意商品
	商品ランク 1・2・3	商品ランク 4
A.75 歳以上 80 歳未満の 高齢者取引口座	○	△ 要勧誘事前申請書
B.80 歳以上 90 歳未満の 高齢者取引口座	○	△ 要勧誘事前申請書
C.90 歳以上の高齢者取引 口座	×	×

※コンプラランクに応じて商品の提供をすること

## 商品ランク表

商品 ランク	商品群	商品名
1	価格変動が比較的小さいこと、仕組みが複雑ではないこと、および換金性が高いことなどに該当する商品	① 国債・地方債・政府保証債・社債 ② 債券型投資信託 等
2	(該当なし)	(該当なし)
3	金融商品取引所市場に上場されている (または、上場される) 商品 また、値動きが日経平均 (日経 225) や東証株価指数 (TOPIX) の変動率に一致するよう設計された商品	① 株式 (現物) ② CB・ETF・ETN・REIT 等 (レバレッジ型・インバース型・アクティブ運用型。商品先物指数を対象とした ETF・ETN は除く) ③ 先進国通貨建て商品 ④ 左記を指標とするインデックス型投資信託 等
4	外国の金融商品市場に上場されている (または、上場される) 商品 公社債を中心に投資し、比較的安定的な運用を指向する以外の商品 特定の指数・指標等に連動するよう設計された商品 (別途説明が必要)	① 新興国債券 ② 外国株式 ③ 外貨建て投資信託 等 ④ ハイイールド債・株式・REIT・などを投資対象とした株式型投資信託等 ⑤ レバレッジ型・インバース型・アクティブ運用型。商品先物指数を対象とした ETF・ETN 等
5	(別途、取引開始基準を定める)	① 株式 (信用取引) ② 新株予約権証券 ③ 上場先物・オプション取引 等

※店頭デリバティブに類する複雑な投信、EB債等の仕組債は、別に勧誘開始基準を定める

# 「高齢者取引口座への勧誘取引規制」の概要

## A. 75歳以上80歳未満の高齢者取引口座

## B. 80歳以上90歳未満の高齢者取引口座

- ・ 勧誘商品を「**勧誘可能商品**」「**勧誘留意商品**」「**要審査商品**」に分類。
- ・ 「**勧誘留意商品**」「**要審査商品**」の勧誘を行う場合は、勧誘事前申請書などの諸手続き完了後となります。

## C. 90歳以上の高齢者取引口座（勧誘は厳禁）

- ・ 提供商品の分類はなく、**顧客自らが全取引を弊社IFA担当部署へ架電して発注。注文の受注と約定報告は、IFA担当部署が行う**
- ・ 株式手数料は、標準手数料×10% 《最低手数料2,500円（税別）》

# 「勧誘留意商品」

- ① ハイイールド債・株式・REITなどを投資対象とした株式投資信託
- ② 外国株式
- ③ レバレッジ型・インバース型・アクティブ運用型・商品もしくは商品先物指数を対象としたETF・ETN等

A.75歳以上、80歳未満の高齢者取引口座

B.80歳以上、90歳未満の高齢者取引口座

**担当者は上記に該当する高齢者取引口座へ勧誘を行う際に、原則事前承認が必要となります。**

- ① 担当者は、勧誘留意商品を勧誘する際には、「勧誘事前申請書」を作成し、弊社IFA担当に提出。
- ② 弊社IFA担当からお客様へ電話等で面談を行い、健康状態や理解力等を確認し、勧誘の適正性を判断したうえで、勧誘承認の可否を判断します。
- ③ 弊社IFA担当の承認後、「勧誘」が認められます。
- ④ 担当者の勧誘により、顧客が購入を判断した場合には、顧客自らIFA担当部署に電話で発注を行う。  
(勧誘留意商品の②③は除く)

## 「要審査商品（信用取引、先物OP取引など）」

A.75歳以上、80歳未満の高齢者取引口座

B.80歳以上、90歳未満の高齢者取引口座

担当者は上記に該当する高齢者取引口座へ勧誘を行う際に、下記の2つのいずれかを選択する必要がある。

- ・ **「勧誘の都度申請」**

その都度、事前申請を行う方式

- ・ **「包括的勧誘申請」**

その都度事前申請の必要はないが、月次モニタリングにより包括的に確認することをあらかじめお客様と合意する方式

## 「勧誘の都度申請」

- A. 75歳以上、80歳未満の高齢者取引口座
- B. 80歳以上、90歳未満の高齢者取引口座

担当者は、**勧誘の都度**、勧誘事前申請書を作成し、弊社に申請してください。

弊社にて確認・承認を行ったのち、勧誘が可能となります。

## 「包括的勧誘申請」

- A. 75歳以上、80歳未満の高齢者取引口座
- B. 80歳以上、90歳未満の高齢者取引口座

その都度事前申請の必要はありませんが、月次モニタリングにより包括的に確認することをあらかじめお客様との合意が必要です。

**月次モニタリング**は、弊社担当者からお客様へ直接電話等によるヒアリングを行います。お取引状況や保有商品の現状の認識度確認、今後の投資方針、健康状況等を確認させていただきます。

## ◆勧誘の例外

高齢顧客が、**勧誘留意商品**について、下記の点をお客様自らが選択し注文する場合は、「勧誘」を伴わないものとみなします。

①**銘柄**

②**数量又は金額**

③**売り買いの別**

## ◆モニタリング

高齢顧客に対するモニタリングは、次ページの「モニタリング実施区分」表に定める区分に応じて、弊社IFA担当者が実施します。

※随時モニタリングは、「勧誘留意商品」及び「要審査商品」の売買に限ります。

## ▶ モニタリング実施区分

	随時モニタリング	月次モニタリング	その他モニタリング
高齢者	売買約定の都度（ただし、同一日の発注で、銘柄により約定日が異なる場合は、最終の約定日を基準とする。）	別に定める規則等の定めにより、面談等の指示を受けた場合	6ヶ月以上（最終の売買約定があった翌月から起算し6ヶ月を経過した月の最終営業日まで。）売買約定がない場合、6ヶ月を経過した翌月末まで
高高齢者	※「高齢者」と同じ	売買約定のあった翌月末まで	※「高齢者」と同じ
超高齢者	※「高齢者」と同じ	※「高高齢者」と同じ	3ヶ月以上（最終の売買約定があった翌月から起算し3ヶ月を経過した月の最終営業日まで。）売買約定がない場合、3ヶ月を経過した翌月末まで

## ◆随時モニタリング

弊社IFA担当者が、通話録音された電話の通話記録を聴取する方法や、業務日誌の内容を検証するなどの方法により行います。

- 1) 取引が所定の承認あるいは約定プロセスに則って行われているか
- 2) 高齢顧客が取引内容を理解しているか
- 3) 適合性や合理性の観点から不適切な取引となっていないか

また、過去の取引の頻度、金額、商品、預り資産等に照らし、適切な取引を行っていることも併せて確認させていただきます。

## ◆月次モニタリング（稼働顧客）

弊社IFA担当者から高齢顧客へ直接電話等によるヒアリングを行います。

お取引状況や保有商品の現状の認識度確認、今後の投資方針、健康状況等を確認させていただきます。

- 1) ご自身の取引状況及び保有商品の現状（時価、評価損益、市況環境等）について十分に認識しているか、不満等はないか
- 2) 健康状態及び投資判断に係る記憶力及び理解力等の状況、変動の傾向について
- 3) キャッシュフローや保有資産の状況に変化はないか、今後の投資方針に変わりはないか

また、過去の取引の頻度、金額、商品、預り資産等に照らし、適切な取引を行っていることも併せて確認させていただきます。

## ◆月次モニタリング（未稼働顧客）

一定期間お取引が全くない高齢者（\*）に、弊社IFA担当者から直接電話等によるヒアリングを行います。

\* 預りのみ、残高は無いが口座閉鎖していない高齢顧客口座

- 1) 継続してお取引を行う予定の有無
- 2) 継続して取引を行う予定の取引に関するリスク、手数料等に関する事項
- 3) ご自身の取引状況及び保有商品の現状（時価、評価損益、市況環境等）について十分に認識しているか、不満等はないか
- 4) 健康状態及び投資判断に係る記憶力及び理解力等の状況、変動の傾向について
- 5) キャッシュフローや保有資産の状況に変化はないか、今後の投資方針に変わりはないか

注) 3～5は月次モニタリング時の確認事項と同様です。

## ▶ モニタリング・マトリックス

	区分	高齢者	高高齢者	超高齢者	確認方法
事前申請による面談	勧誘可能	×	×	—	顧客属性など外形的適合性の判断に加え、高齢顧客に対し自ら面談を行い適合性を判断
	勧誘留意	○	○	—	
	要審査	○/包	○/包	—	
随時モニタリング	勧誘可能	×	×	○	高齢者と高高齢者は通録・日誌による確認 超高齢者は通録電話での面談等
	勧誘留意	○	○	○	
	要審査	○/包×	○/包×	○	
売買があった顧客 月次モニタリング	勧誘可能	×	×	○	通録電話での面談等
	勧誘留意	×	○	○	
	要審査	×/包○	×/包○	○	
動いていない顧客 6ヶ月モニタリング	勧誘可能	×	×	○	通録電話での面談等
	勧誘留意	○	○	○	
	要審査	○	○	○	